

十和田市観光に関する市民意識調査

市民を対象に、本市の観光に関するアンケートを実施します。

観光は「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりのために重要な要素ですが、市民の皆さまが観光に対してどのような意識を抱いているのかを把握することを目的としています。

対象 18歳以上の市民

回答期限 1月31日(水)

問 (一社) 十和田奥入瀬観光機構

☎ 24-3006



回答はこちらから▶

令和6年十和田市消防出初式

とき・ところ 1月14日(日)

▶午前9時～ 市長巡閲、分列行進ほか・官庁街通り ▶午前10時～ 式典・市民文化センター
※午前8時から10時まで官庁街通りが通行止めになります。また、午前8時に消防本部のサイレンが鳴りますので、火事と間違えないよう注意してください。

問 十和田地域広域事務組合消防本部警防課 ☎ 25-4111



償却資産の申告を受け付けします

市内で事業（農業を含む）を営む個人および法人は、事業に使用している資産を償却資産として申告する必要があります。適正な固定資産税の算定のため、忘れずに申告してください。

申告期間 1月4日(木)～31日(水)

問 国税務課 ☎ 51-6769

交通遺児援護金を支給します

交通事故によって父や母を失った交通遺児の保護者に援護金を支給します。

対象 令和6年1月1日時点で、義務教育終了前であって、市内に住所を有する交通遺児の保護者

援護金 15,000円

申請期間 1月4日(木)～31日(水)

※詳しくはお問い合わせください。

問 子育て支援課 ☎ 51-6716

テレビの映像が乱れる可能性があります

1月18日(木)に携帯電話事業者による試験電波の発射があり、家庭のテレビ映像に影響が出た場合は700MHz利用推進協会が無償で回復作業を実施します。

※費用請求などは一切ありません。

問 700MHz テレビ受信障害対策

コールセンター ☎ 0120-700-012

(IP電話からは ☎ 050-3786-0700

年中無休 午前9時～午後10時)

小型特殊自動車には標識を取り付ける必要があります

乗用装置のある農耕作業用やフォークリフトなどの小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となり、標識の交付手続きが必要です。

敷地内や田畑でしか使用せず公道を走行しない車両や、現在使用していない車両も対象となります。

該当する車両を所有する人は、忘れずに標識の交付手続きを行ってください。

対象となる小型特殊自動車

種別	最高速度	該当する車両の例
農耕作業用	35km/h未満	トラクタ、コンバイン、田植機など
その他	15km/h以下	フォークリフト、ショベルローダなど

持ち物 購入日や車両情報などが分かる書類、本人確認書類

※公道を走るための保安基準および小型特殊自動車に該当する判断基準を満たしている農耕作業用トレーラなどは、公道走行が可能になりました。標識の交付手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

問 国税務課 ☎ 51-6765

1月10日は「110番の日」 正しく使おう「110番」!



「110番」は緊急通報です

◆事件や交通事故の発生など警察へ緊急に通報する場合「110番」

◆緊急以外（相談・問い合わせ）

警察署の相談窓口または

警察相談専用電話「# 9110」

問 十和田警察署 ☎ 23-3195

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎ 51-6702

証明書がコンビニでも取得できます

マイナンバーカードを使って、市が発行する証明書をお近くのコンビニなどで取得できます。

利用時間 **6:30～23:00** (各店舗の営業時間内※年末年始は除く)

令和6年3月31日まで
市役所窓口より
200円お得!

【利用できる店舗】

- セブンイレブン ●ファミリーマート
- ローソン ●ミニストップ
- マックスバリュ ●ユニバース ほか

【取得できる証明書】

- 住民票の写し ●印鑑登録証明書
- 戸籍証明書 ●戸籍の附票の写し
- 課税証明書

ネットで予約や空き状況が確認できる

十和田市 公共施設予約システム

■ 詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※ 予約については、各施設へお問い合わせください。

メンテナンス時を除き
24時間利用可能!